

令和8年度新潟県鳥獣被害対策本部鳥獣被害防止対策指導者養成研修会業務 プロポーザル募集要領

1 趣旨

この要領は、新潟県が令和8年度新潟県鳥獣被害対策本部鳥獣被害防止対策指導者養成研修会業務を委託するにあたり、受託業者を公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度新潟県鳥獣被害対策本部鳥獣被害防止対策指導者養成研修会

(2) 目的

鳥獣被害防止には「被害防除」、「有害捕獲」、「生息環境整備」等の取組を地域ぐるみで総合的に実践することが重要であるが、地域での取組に対して的確な指導・助言を行う人材の確保が課題となっている。

そのため、本研修会を開催することで、鳥獣被害対策に関する専門知識や技術を学ぶとともに、それらを活かした地域への的確な指導助言のあり方を習得し、地域指導者や集落リーダーの育成を図る。

(3) 業務内容 別紙「委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日（火）まで

(5) 受託者 新潟県内の民間企業等

3 見積限度額

9,540,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(1) 通知等役務作業に係る分 : 156,000円

(2) 研修の開催・運営費分（詳細は下記に掲げるとおり） : 9,384,000円

- ・専門的知識を有する者が行う講習費及び旅費
- ・書類等の印刷費及び製本費
- ・研修教材費
- ・会場借料、研修用機械器具の借料

- ・事務用品及び印紙代
- ・郵便料、電信電話料及び運搬費

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

公募要領についての質問は下記により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 質問の受付

- ア 提出書類 別紙様式1「質問書」
- イ 期 限 令和8年5月29日（金）17時（必着）
- ウ 提出方法

持参、郵送、又は電子メール

※別途電話により提出した旨を連絡すること（持参の場合を除く）。

※電子メールの件名を「鳥獣被害防止対策指導者養成研修会委託業務に関する

る質問書」とすること。

エ 提出先 「担当課（問合せ先）」に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 期 日 令和8年6月2日（火）

イ 方 法 新潟県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、仕様書等の加除修正とみなす。

6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類

① 別紙様式2「参加申込書」

② 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書（令和8年4月1日以降に発行されたものであつて、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）

③ 別紙様式3「事業者概要書」及び事業者パンフレット等

イ 期 限 令和8年6月8日（月）17時（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合、は別途電話により提出した旨を連絡すること。

エ 提出先 「担当課（問合せ先）」に同じ

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年6月10日（水）までに提案資格の確認結果の通知を行う。

7 提案書等の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

(ア) 別紙「委託業務仕様書」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

- ・実施スケジュール
- ・実施体制（担当部署及び責任者を記載）
- ・関係機関との連携・調整方法（市町村、県地域振興局）

- ・受講者との連絡・調整方法
- ・安全管理体制
- ・その他、目的を十分に達成するために必要と考えられる取組

※成果品をイメージできるよう工夫すること

(イ) 企画提案書は、A4版縦（図面等を表示するためにA3折り込みは可）、横書き、左綴じとし、表紙に「令和8年度新潟県鳥獣被害対策本部鳥獣被害防止対策指導者養成研修会業務企画提案書」と標記し、余白に事業者名を表示すること。なお、文字サイズは12ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 別紙様式4「類似業務実績一覧表」 7部（正本1部、副本6部）

ウ 別紙様式5「見積書」 7部（正本1部、副本6部）

見積の総額及びその内訳について、消費税及び地方消費税を含んだ額と含まない額がわかるように作成すること。

(2) 提出期限等

ア 期限 令和8年6月15日（月）17時（必着）

イ 提出先 「担当課（問合せ先）」に同じ

ウ 方法

持参又は郵送

※別途電話により提出した旨を連絡すること（持参の場合を除く）。

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された企画提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準 別表1のとおり

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

10 日程

(1) 募集公募	5月26日(火)
(2) 質問書の提出期限	5月29日(金)
(3) 質問に対する回答	6月2日(火)
(4) 参加申込期限	6月8日(月)
(5) 参加資格の確認結果通知	6月10日(水)
(6) 企画提案書等提出書類の提出期限	6月15日(月)
(7) 審査	6月18日(木) 予定
(8) 契約締結	6月22日(月) 予定

11 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた企画提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

国交付金及び県予算を活用した委託業務であることから、国交付金分と県予算分の2本の契約を締結すること。どちらか一方の締結は認めない。

12 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部農産園芸課生産環境係（鳥獣被害対策支援センター）

電話番号：025-280-5375

E-Mail：ngt060030@pref.niigata.lg.jp

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等提出書類の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、県に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加申込書、企画提案書等提出書類は返却しない。
- (5) 参加申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式6「参加辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った企画提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者

エ 2本の契約を締結しない者